

振動規制法第3条第1項の規定に基づく指定状況

市町村名	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	田園住居地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	市街化調整区域	付表の地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	付表の地域	告示年月日及び告示番号
長野市	1			1	1	1	1	1	1		2	2	2	2			長野市が告示
松本市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			松本市が告示
上田市	1			1	1	1	1	1			2	2	2	2			上田市が告示
岡谷市	1			1		1	1	1		1	2	2	2	2			岡谷市が告示
飯田市	1			1		1	1	1			2	2	2	2*			飯田市が告示
諏訪市	1	1	1	1	1	1	1	1			2	2	2	2			諏訪市が告示
須坂市	1	1		1		1	1	1		1	2	2	2	2		2	須坂市が告示
小諸市	1			1		1	1	1			2	2	2	2			小諸市が告示
伊那市	1			1	1	1	1	1			2	2	2	2			伊那市が告示
駒ヶ根市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			駒ヶ根市が告示
中野市	1			1	1	1	1				2	2	2	2			中野市が告示
大町市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			大町市が告示
飯山市	1			1		1					2	2	2				飯山市が告示
茅野市	1			1	1	1	1	1		1	2	2	2*	2		1	茅野市が告示
塩尻市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			塩尻市が告示
佐久市	1	1		1	1	1	1	1			2	2	2	2			佐久市が告示
千曲市	1			1	1	1	1	1		1	2	2	1・2	2			千曲市が告示
下諏訪町	1			1	1	1					2	2	2				最終改正 H8.4.4 県告示第322号
辰野町	1	1		1	1	1	1				2	2	2	2			
小布施町	1	1		1	1	1		1		1	2		2				

(備考)

- 1 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。また、市街化調整区域とは、同法第7条第3項の規定により定められた市街化調整区域をいう。
- 2 表中の1及び2は、それぞれ第1種区域及び第2種区域を表す。
- 3 *は一部地域を除くことを表す。

特定工場及び道路交通振動関係

区分	地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及びこれらの地域に相当する地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域およびこれらの地域に相当する地域

特定建設作業振動関係

区分	地域
第1号区分	ア 第1種区域 イ 第2種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートル区域内
第2号区分	第2種区域のうち上記以外の区域